

ウイルス性肝炎患者等に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

我が国には、B型及びC型ウイルス性肝炎の患者・感染者が合わせて300万人以上存在すると推計され、その中には、集団予防接種の際の注射器の連続使用や治療時の輸血、血液製剤の投与等の医療行為による感染が原因とされる患者も多い。

これらを踏まえ、国は、感染被害の拡大を招いたことに対する国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法を制定し、平成22年1月に施行した。

しかしながら、現在行われているB型及びC型ウイルス性肝炎の患者・感染者に対する医療費助成は、その対象とする治療法が限定されているため、助成の対象から外れている患者・感染者が相当数に上り、特にこれらの肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者については、一般の疾病と同様に高額療養費制度を利用する以外に助成がないなど、高額の医療費を負担せざるを得ない状況にある。

また、国は、B型及びC型ウイルス性肝炎の患者・感染者に対して、裁判を通じて給付金等を支給することにより補償し、救済する仕組みを創設したものの、カルテや明確な証明が必要なことなどから、救済される肝炎患者・感染者はごく一部に過ぎない状況にある。

よって、国におかれては、肝炎対策基本法及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法における附帯決議に基づき、B型及びC型ウイルス性肝炎の患者・感染者並びにこれらの肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者について、医療費の助成を拡充するとともに、迅速な救済が受けられるために特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣